

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第122号）の一部を次のように改正する。

別表第1 霧島市立溝辺図書室の項開館時間の欄及び休日・休館日の欄を次のように改める。

8：30～17：00	毎月第1月曜日 12月29日から翌年の1月3日までの日
------------	--------------------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

溝辺公民館の休館日を新たに追加することに伴い、当該公民館に併設している霧島市立溝辺図書室についても同様に休日を設定すること等から、本条例の所要の改正をしようとするものである。